

直監告示第 19 号

令和 8 年 7 月 3 日付 直監告示第 18 号により公表した監査の結果について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、直方市長から次のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和 8 年 7 月 21 日

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

上下水道・環境部 下水道課（下水道事業会計） 定期監査指摘事項措置状況報告

	指摘の内容	講じた措置	完了(予定)時期
財務 事務 関係	「上頓野地区浄化センター非常用放流ポンプ修繕工事」の工事完了検査調書(直下第 000450-004 号)について、検査に対する報告を課長決裁で処理しているが、契約金額が 200 万円のため、「部長」決裁となる。同規則に則して適正に処理されたい。	ご指摘のとおり、直方市事務代決及び専決規則第 5 条に基づき、検査に対する報告の専決区分は部長となるため、決裁を改めております。 今後は規則等を遵守し、決裁時に誤りのないよう徹底してまいります。	令和 8 年 7 月 31 日
契約 事務 関係	「野面井堰操作業務委託」(支出No.000442-000)について、委託料の根拠となる回数の数え方で、契約書第 2 条(業務の内容)にある別紙規程で規定された回数の数え方と、現に支払われた額の回数の数え方が異なっている。 別紙規程で規定された回数の数え方は、委託料支払い額の根拠となるため、内容については誤りがないよう適正に作成されたい。	ご指摘のとおり、標記業務委託に関しましては、R6 年度に当事者と協議して仕様を出動回数に合わせた支出方法に変更したにも関わらず、契約書内の仕様書の変更を行っておりませんでした。このことについては、R8 年度契約書から変更を行ってまいります。 今後は仕様書等、業務内容の確認の強化を図ります。	令和 8 年 7 月 31 日